セラミック九州

佐賀県立九州陶磁文化館報

No.5

編集
発行
代表者
1983・2・1
佐賀県立九州陶磁文化館
松隈和富
〒844 佐賀県西松浦郡有田町中部字田ノ平乙3100－1
電話 09554－3－3681

印刷所
鹿島印刷株式会社
佐賀県鹿島市大字納富分2919－3

染付鷺図三脚付台鉢

館蔵資料
県重要文化財

鍋島藩窯様式
江戸中期
口径28.0㎝ 高さ8.5㎝
底径17.5㎝

藍の濃淡一色で三羽の白鷺と蓮の葉を浮立たせた意匠。筆跡を感じさせない完成された染付薄濃の技法を駆使した藩窯最盛期の染付尺皿の代表作である。裏面は三方に木蓮の折枝を配し、如意雲形の三脚には瑠璃釉が掛けられている。底部は蛇の目高台状に作られ、その輪形の無釉部分には焼成時に支えとして置いた道具（ハリか）の熔着痕が見られる。鹿島鍋島家旧蔵。

〈史料紹介〉

皿山代官石橋三右衛門史料について(三)

I

次の文書（案文）は、代官名を以て伊万里津の別当以下陶器商人へ宛てたものである。

覚

(a)一、陶器鑑札之儀、借貸等仕間敷事
　附り、商売相休候砌者早速揚札可相整事
(b)一、内外山、仕入釜之儀者不及申、取替金差出置候釜之内、焼物一株たり共竊ニ買取申間敷事
　附り、直段合等ニ付釜焼ゟ依申談買取候砌ハ、一応其主へ遂示談可申事
(c)一、内外山焼物、一切入札ニ而旅客へ売方仕間敷事
　附り、依時節ニ入札ニ而売方弁利ニ相附候見渡之節ハ、一統申談之上、役筋へ相達可申事
(d)一、釜焼与申合、焼物買取候姿ニ〆、釜焼与旅客与相対ニ而為致売買、口銭を取候躰之儀仕間敷事
(e)一、定雇之荷師、脇方ゟ、前金貸渡相雇申間敷事
　附り、釜間等ニ而相休居候荷師之儀者、兼而相定置候主へ熟談之上相雇可申事
右之廉々、陶器商売方ニ付今般規定相互置候条、聊猥之儀無之様懇ニ申談可相整候。自然相背者於有之而者、鑑札取揚之儀者不及申、吟味之上吃度手当可申者也

石橋

別当
商人小頭々取
小頭中

文書内容に関して留意したいのは、(b)項の、「仕入釜」と「取替金差出置候釜」のこと、買取る焼物について「一株」の語の使用、(e)項の荷師について「定雇」・「前金貸渡相雇」などの語が見られることなどであろうが、こうした「規定」を必要とした背景に何があったかいまは知り得ない。

II

御蔵元仕組書差出　　写

(a)一、陶器売高、壱ヶ年
　代金凡八万両
(b)一、御蔵元口銭、八万両之高五部
　同　四千両
(c)一、為替金壱万両、胴金　但荷物着之上
　同　千両余
　右者日ニ四朱ニ〆、壱ヶ年、利足金千四百四拾両ニ相揚り候得共、内廉ニ〆出払不申儀も可有之ニ付、本文之員数積前
　内
(d)　金千弐百両
　右者市雑用、手代給、仲仕賃其外
(e)　同三百両
　右者諸寄進其外
　〆
　残金三千五百両
　右者御蔵元益銀凡積前ニ御座候
(f)一、金五百六拾両
　右者支配給、売高八万両、七朱、荷主中ゟ弁金仕来候事
(g)一、壱ト市ニ付売高凡金四千両、壱ヶ年ニ付市数凡弐拾度、但日数八拾日延ニ〆売捌相整来候、右ニ付売込金凡壱万六千両

(h)　大坂仲買本商人　弐拾三人
　同所新商人　拾五人
　京都同　三拾人
　堺　同　拾三人
　〆八拾人

別段

(i)一、金八百両
　右者荷主中ゟ、八万両売高壱部積金
(j)一、同千六百両
　右者仲買中ゟ弐部積金、右同断
(k)　〆金弐千四百両
　右者御蔵元厳重御改革被仰付被下候ハヾ右之通積金相備置候付、仲買之内若哉陶器代滞金等仕候節者、右積金を以相弁可申候事

(l)一、金壱万八千両
　右者当御蔵元鴻池庄兵衛ゟ、蔵入荷物為替金出銀前
(m)一、同三千両
　右者凡弐拾ヶ年以前ゟ当今迄、惣仲買中年賦返上金滞前

(n)　市場所
　一、京　大坂　堺　兵庫　西ノ宮

右之通御座候、以上
寅十一月

上記史料の冒頭部分

この史料は、佐嘉藩が行なっていた陶磁器専売制度にかかわるもので、幕末期の1ヵ年の実施計画書であり、同時に実態を物語る部面を有すると思われるので、とりあえず紹介することにしたい。寅年はたぶん慶応2（1866）年に当るが、今後他の関連史料（有田河内家史料・大阪府立図書館蔵史料等々）と突き合せて検討の必要をつよく感じる。

Ⅲ

次の３通の願書は、いずれも寅三月に提出された、有田皿山の咾（おとな）、伊万里津の焼物屋および諸国問屋のものである。ほぼ歩調をそろえた内容である点に注意したい。

〔A〕　　乍恐奉願口上覚

皿山陶器之儀、年分ニ者数万両之売出口ニ有之、右者全ク旅客売付候処、近来嫌金夥敷、辺鄙之商人共真偽之見分ケ不行届其侭ニ取入、自然与御領内へ嫌金多ク入込候訳ニ移行、甚以不可然ニ付、陶器売口之儀者皆以銀札ニ而売用取詰候様有之差支無之哉旧年被仰達候処、陶器直段之儀、正金壱両を六拾匁与相立商法相整来、右を六拾八匁之銀札ニ而致売用候得者、旅客共之手前壱両ニ付八匁宛利分相付、山中ニ者迷惑出来仕候段御達申上候処、被為聞召啓、金札ニ而売用取詰候通可被仰付旨今又御懇達之趣奉畏候。就而者於山中差立難渋仕候儀無御座候条、金札ニ両替之節者切間銀なしニ〆引替被仰付、正金引替奉願上候節者切間銀被仰付次第奉畏儀ニ御座候間、御支所無御座候半者前文之通被仰付被下候様奉願上候条、御筋々宜被仰達可被下儀深重奉頼上候、以上

寅三月　　咾　弥左衛門　判
同　平　　吾　判
同　郡兵衛　判
同　清　　吉　判
同　嘉　　十　判
同　徳右衛門　判
同　森三郎　判
同　虎　　十　判
同　虎三郎　判

森　　又蔵殿
川副伊平次殿

〔B〕　　乍恐奉願上候口上覚

我々儀、伊万里津罷在、陶器商売相営、御蔭ニ相続仕難有仕合奉存候。然処、近年悪金多入込、下々難渋仕候御見込ニ而、陶器代旅客共持込候金子為御見調子、銀札ニ引替売買仕候様去丑ノ冬被仰達奉畏候得共、陶器代金之儀、是迄正金壱両を銀六拾目与相定勘定致来候処、銀札ニ而請取候様相成候得者正金壱両之処ニ銀札六拾八匁ニ而受取候様成行可申、其通ニ而ハ旅客共計過分ニ徳を得、焼物屋中ハ壱両ニ付八匁ツヽ損失相立、難渋之旨ニ付御断奉申上候処、被為遊御聞立、難渋無之通、金札ニ而売買仕候様今般奉蒙御懇達難有奉存候。就而者金札銀札を以正金奉願候砌者切間銀之義被仰付次第可奉畏奉存候得共、正金を以金札奉願候節者切間銀なしニ〆御引替被成下候様有御座度奉願上候。（中略）以上

寅三月　　伊万里津　焼物屋中
右小頭　　浦郷　安兵衛
右同　　武冨　栄助　判
右同　　松本幸右衛門　判
右同　　石丸　重蔵　判
右同頭取　岩本　佐兵衛　判
右同別当　上瀧覚左衛門　判

東嶋宇八殿

右之通願出候条、御筋々宜御相達可被下義、断本文御座候、以上

東嶋宇八　判

石橋三右衛門殿

〔C〕　　乍恐奉願口上覚

我々儀、伊万里津罷在、諸国問屋株被差免置、御蔭を以相続仕来難有仕合奉存上候。然処、追々旅方ゟ持入之金子御引替被仰付、金札ニ而被差出候趣、陶器商人共ゟ承知仕候。就而者我々商売之儀専ら旅人相手之仕切銀等昼夜之無差別差出儀ニ御座候処、金札を以御遣出被成候得者自然与金銀手寡相成、無拠御役所ニおゐて御引替之儀奉願上儀ニ御座候。右ニ付奉願上候廉々左之通御聞済置被下候様深重奉願上候

一、汐間ニ相限、無遅滞仕切銀等差出候半而不相叶商売柄ニ御座候間、仮令脇々より引替人多参居候共被御差置、我々引替方ニ限り則時不隙取通被成下度、且又夜中たり共同様御引替之儀奉願上候

一、五島平戸領之儀、弐歩金を嫌、壱歩銀ならで売買不仕、左御座候而大坂其外上方商人ニ者壱歩銀を弐歩金ニ引替持登候ニ付、右を以双方商売仕居候処、弐歩金壱歩銀之引替合ニも切間銀等被相懸候而者、旅方之商人共ハ勿論、於我々も難渋仕候間、弐歩金与壱歩銀与之御引替者間銀無ニ〆被仰付被下度奉願上候

一、金札銀札を以金銀ニ引替奉願上候砌、間銀之儀者被仰付次第奉畏儀ニ御座候

以上

寅三月　　伊万里津
問屋　熊　　吉　判
同　弥　　吉　判
同　勘右衛門　判
同　庄　　吉　判
同　善　　蔵　判

別当上瀧覚左衛門殿

右之通願出候条、御筋々宜御相達被下度、断本文ニ御座候、以上

寅三月　　伊万里津別当
上瀧覚左衛門　判

東嶋宇八殿

（東嶋宇八点合、省略）

当時の通貨制度・実態ともに暗い我々には適確な読みとりが難しい。あえて浅薄な読み方を試みれば、

①「旅客」（他国商人）のもたらす陶器代金としての「嫌金」＝「悪金」

②それを銀札に交換使用することは困る。かわりに金札とすることについて異儀はない。

③ついては、正金を金札に交換する際は「切間銀」なしにして欲しい。金札の正金交換を願い出た場合にそれを徴収されてもやむをえないと言う。切間銀とはそもそも何であろうか。〔C〕の第２項（２歩金と１歩銀との交換）にも本来それが賦課されたことが判るので、それは或る種の手数料という性質を持ったとも思える。

なおこの３通の文書は、〔A〕において有田皿山の「咾」たちの名を、〔B〕においては伊万里津焼物屋中に頭取・小頭制が行われていたこと、〔C〕において同津の諸国問屋たちの名を教えてくれている。（前山　博）

資料紹介

樋口窯出土陶片にみる「松」銘

樋口窯（有田町南川原）は昭和57年１月、有田町教育委員会によって物原の一部が調査された。調査の結果、この窯跡は17世紀後半ごろから19世紀にかけて陶磁器の焼成が行われていたことが明らかになった。また17世紀後半ごろに陶器を焼く窯が築かれていたことも確認されている。

この物原は自然地形の斜面に厚い焼損品の堆積が見られるが、それを土層の観察や製品の特徴から３期に分けることが可能である。もっとも古い時期は陶器窯にそれほど遅れることなく焼成しており、製品は18世紀前半ごろの小型の深皿が主であり、中層のものに比べれば粗製といえる。中層は精巧な作りの大型皿・鉢類が大量に見られ、一時廃絶後に上層の物原の堆積がある。上層には樋口太右衛門の窯のものとみられる窯道具類と共に、19世紀ごろの皿・鉢類が夥しい。

ここで紹介する陶片は物原の中層に属し、高台裏に篆書の「松」字が呉須書きされたものである。この「松」銘は、従来松ヶ谷窯（小城郡小城町）製品の銘の一つとして知られてきたものと同じとみて間違いない。松ヶ谷焼は文献史料などから小城鍋島家の藩窯的性格の窯とみられ、伝世品として元文３年（1738）と元文４年（1739）銘の資料がある。しかし前述の「松」銘が松ヶ谷窯のものという確証はなかった。

写真①は型打成形によって内面に陽刻文を施し、詩句を呉須書きしている。輪花形に作った口縁部には縁紅を加え、精緻な作行といってよい。

写真②は型打皿の底部片。内面には陽刻の人物文が型打され、底裏に篆書の「松」字が呉須書きされている。

この２点の底裏に記された銘款は松ヶ谷の銘款の一つとして「染付松に唐人風絵深鉢」が例示されている（柿右衛門調査委員会編『柿右衛門』昭32の297頁）が、この深鉢の意匠と類似した皿の破片（写真③）も樋口窯物原から得られている。このように裏銘、意匠、成形技法に共通性を見出せるこれらは、同一の陶工もしくは陶工集団の手によって製作されたとみることができる。したがって松ヶ谷といわれたこの銘の製品は樋口窯で焼成された可能性が強いといわねばならない。とすればこの銘の「松」字が意味するところは、松ヶ谷の「松」ではなく、この種の製品を作り出した窯焼ないしは画工の銘款とみるべきであろう。

年代は物原各層の製品、窯道具の刻印の検討などから、18世紀のうちでも宝暦（1751～63）から天明（1781～88）ごろの製品と考えられる。酒井田柿右衛門家に伝存する土型の中に「天明四年辰九月吉日　上南河原　松本金左衛門　今」と刻まれた輪花皿の土型がある。〝今〟の記号は年代的にも食違いのない樋口窯物原の中層から得られた窯道具にみられるから、松本金左衛門が上南川原の樋口窯で焼造していたと推測できる。そうであれば、前述の「松」字を記す製品群は窯焼とみられるこの松本家との関わりを考える方がより妥当のように思われるのである。

（大橋康二）

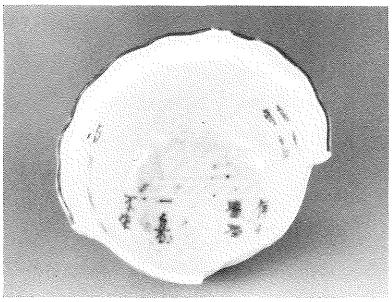

1.染付詩句文型打小杯 口径8.8cm,高5.7cm,高台径4.4cm

同上側面

同上底裏銘

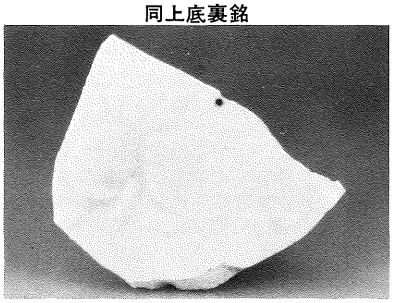

2．染付人物文型打皿 長軸10.8cm

同上底裏銘

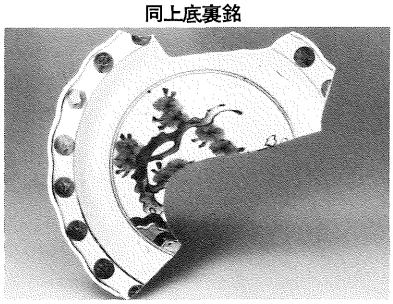

3．染付松文型打皿

シリーズ

やきものに見る文様(5)
四方襷文様

襷はもとは上代に神事奉仕の物忌みのしるしとして肩にかける清浄な植物繊維の紐のことであり、のちに仕事をする時に和服の袖をたくしあげるために両肩から両わきへ斜め十字形になるようにかけて結ぶ紐を襷という。複数の平行斜線を交差させたものを襷文様といい、それを構成する一単位が発展したものが菱文様である。襷文様は単純な図形であり、世界各地の原始文様にみられる根元的な幾何文様の一つである。春秋時代の土器、後漢の陶器、呉、西晋の越窯の作品に古

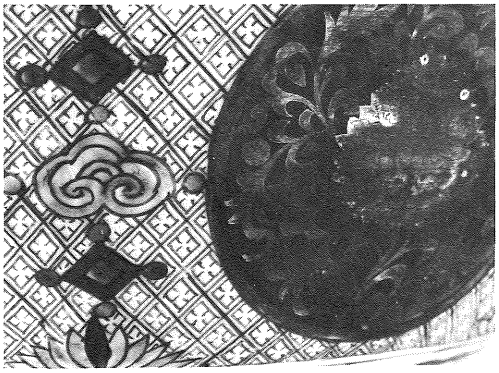

五彩金襴手赤玉文鉢部分
大明嘉靖年製（1522～66）景徳鎮窯

い例がみられる。交差する平行斜線に囲まれた枠内に四角形をうずめ、その各四辺に細い切り込み線を入れて四弁花にみせる。これをとくに四方襷文とよんでいる。この四方襷文は器体の一部の連続文様として、あるいは主題となる絵文様をひきたてる背景の充塡文様として、14世紀中頃の元の青花（染付）に用いられて以来、明時代の青花、釉裏紅、古赤絵、五彩、呉須赤絵、金襴手などの作品の一部にみられ、それが古伊万里や古九谷の背景地文に応用された。　（吉永陽三）

シリーズ

やきもの小辞典(5)
絵具①――正円子

微量の金を着色剤とする紅色系統の絵具。正円治・生臙脂・猩臙脂とも書く。やや紫がかった紅色から淡いピンク色まであるが、いずれもはでな印象を与える

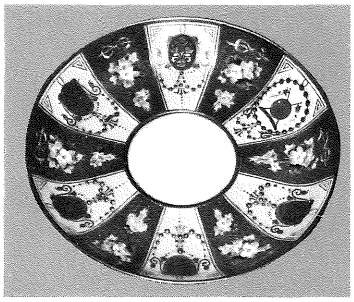

色絵花卉瓔珞文皿（明治中期，有田焼）

ので絵具としては識別しやすい。呉須のような下絵付けの絵具としても用いられるが、正円子といえば上絵具の方をさす場合が多い。また不透明な絵具と透明な絵具があり、前者の方が古くから用いられてきた。

金襴手のように金を直接陶磁器に焼きつける技法は早くからあるが、金を原料として紅色をつくるのは、17世紀後半のヨーロッパにおいて創始された。いわゆるカシアス紫である。オランダ人（一説にドイツ人）カシアスは、王水に溶した金溶液に錫を加えることで紫絵具の製法に成功した。この絵具は康熙年間（1662～1723）に中国へ導入されたといわれ、粉彩とよばれる不透明な上絵具による絵付様式の、最も特徴的な色彩として多用された。

我国で正円子が最初に用いられたのは、天保年間（1830～44）の有節万古（三重県）においてといわれる。森与五左衛門有節は天保２年に万古焼を再興するが、有節の正円子が西欧からの知識によるものなのか、中国からの技術導入なのか判然としない。試行錯誤の結果、独自に開発したという説もある。有節万古の他には、天保年間創業の郡中十錦（愛媛県）があり、江戸末期に正円子が粉彩ふうの絵付けに用いられたことがわかる。

九州の陶磁において正円子が最初に使われたのは、伝世品でみるかぎり、薩摩焼が最も早い。竪野系の冷水窯製といわれる金襴手菊萩図三段重には、普通の朱赤とともに紅色の正円子がみられる。平佐系の色絵磁器にも正円子が用いられている。これらの製品は19世紀半ばの作といわれているが、正円子が万古焼のように多用された形跡は、幕末の薩摩においてはみられない。有田焼においてはさらに遅く、記録によると明治３年（1870）のワグネルによる教示が最初である。

写真はコーヒー碗の受皿（径14.3cm、高2.0cm）で、高台内に「精磁会社謹製」の赤絵銘がある。放射状の文様のうち白くみえる部分が、不透明ピンクの正円子である。　（鈴田由紀夫）

入館者数（57. 2. 1～57.12.31）

( )内数字は特別企画展入館者数

区　分	人　数	利用率	左の内訳	人　数
個　人	人 34,620 (6,079)	% 45.9	小・中学生 高校・学生 一　般	人 1,691 948 31,981
団　体	23,783 (3,915)	31.0	小・中学生 高校・学生 一　般	3,709 3,438 16,636
その他	17,536 (2,142)	23.1	特別入館者	17,536
合　計	75,939 (12,136)	100.0	計	75,939

陶磁資料寄贈者芳名

（敬称略）（57. 2. 1～57.12.31）

九州陶磁文化館へ資料をご寄贈くださいましてありがとうございました。資料台帳に芳名を記し、永く保存いたします。今後とも、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

永倉　三郎　福岡県　能野焼うんすけ１点、同船徳利２点

笹倉　一男　福岡県　男ノ子焼陶片17片、三股古窯陶片13片、染付水草鷺図台鉢１点、染付窓絵捻花文皿１点、現川色絵葡萄蝶文角皿１点

県　　有　有田町　現代工芸展出品「郭」（昭43作）１点

工藤　吉郎　神奈川県　染付雪輪柴垣文皿１点

鍋島　則子　鹿島市　鹿島鍋島家コレクション（鍋島、柿右衛門、古伊万里など）79件394点

林　　虎治　西有田町　染付銅版手樹下美人図大皿１点

池田　忠一　有田町　染付型紙摺り鹿子文皿、染付型紙摺鳳凰花文鉢、色絵四方白梅文皿、色絵四方唐花文皿計４点

矢野　量彦　鹿島市　松本佩山作品41件62点

小橋　一朗　埼玉県　染付寿字鳳凰文皿１点

茶室用茶碗寄贈者

中村　清見　有田町　白磁茶碗１点

今泉今右衛門　有田町　色鍋島笹絵茶碗１点

広沢益次郎　西有田町　長石釉茶碗１点

佐藤　走波　有田町　祥瑞写平茶碗１点

岩崎　　正　西有田町　唐津鈞窯釉茶碗１点

照井　一玄　西有田町　白磁陰刻菖蒲文茶碗１点

辻　　毅彦　有田町　染付陰刻文茶碗「海景」１点

森山　　功　武雄市　木葉天目茶碗、木葉天目釉肌茶碗各１点

村島　昭文　有田町　青白磁辰砂流茶碗１点

大宅　恒博　山内町　白マット釉茶碗、土灰青磁釉茶碗、透明釉茶碗、伊羅保釉茶碗、もみ灰釉茶碗計10点

日誌より

57. 2.27　陶芸文化講座始まる（～3.37）

57. 3.13　「宋元里陶芸展」（～3.22）

57. 4. 3　「県有作陶回顧展」（～4.11）

57. 4.13　「長吉谷窯出土品展」（～4.23）

57. 4.29　「第79回九州山口陶磁展」（～5.16）

57. 5.11　鹿島鍋島家コレクション受贈

57. 5.25　有田町清六ノ辻窯発掘調査に協力（～6.29）

57. 6.15　「現代工芸美術九州会展」（～6.27）

57. 7. 3　第２回陶芸教室始まる（～9.11）

57. 7. 5　山内町窯ノ辻窯緊急調査に協力（～7.28）

57. 7.11　「色鍋島展」（～8. 1）

57.10.30　企画展「17世紀の景徳鎮と伊万里」（～12.5）

57.11. 8　北九州市における遺跡出土陶磁の整理に協力（～11.9）

57.12.12　常設展始まる
「佐賀県・長崎県窯業試験場試作品展」（～12.19）

行事予定

58. 3　鹿島鍋島家コレクション展

58. 4.29　九州山口陶磁展（～5.15）

58. 5.24　新工芸展（～6.3）

58. 6.14　現代工芸美術九州会展（～6.26）

58. 7. 9　柿右衛門の世界展（～8.7）

利　用　案　内

開　館　午前９時～午後４時30分　月曜休館　年末年始休館　12月28日～１月４日

観覧料　一般150円（100円）／大学・高校生100円（70円）／中・小学生50円（30円）／( )内は20人以上の団体料金。但し、特別企画展の場合は、その都度別に定めます。

交　通　佐世保線有田駅下車徒歩15分